

第二十六号様式 (第三十一条)

(表)

第 年 月 日 号 身 分 証 明 書	千 葉 県 知 事 国
職 氏名 この証明書を携帯する者は、千葉県屋外広告物条例 第17条の17第1項に規定する立入検査を行う職員 である。	

9.0cm

6.5cm

(裏)

千葉県屋外広告物条例 (抄)

(報告及び検査)

第十七条の十七 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、
県の区域内において屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告
をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳
簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関
係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解
釈してはならない。